

藤沢市青少年会館条例施行規則等の廃止について
藤沢市青少年会館条例施行規則等を次のように廃止する。

2007年（平成19年）12月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 廃止する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成20年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、組織の改編にあわせて青少年課を教育委員会から市長部局へ移管することに伴い、藤沢市青少年会館条例施行規則等の廃止を行う必要による。

藤沢市青少年会館条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 平岡法子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市青少年会館条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 1 藤沢市青少年会館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第11号）
- 2 藤沢市少年の森条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第6号）
- 3 藤沢市地域子供の家条例施行規則（平成2年教育委員会規則第5号）
- 4 藤沢市青少年相談センター運営規則（昭和52年教育委員会規則第7号）
- 5 藤沢市青少年指導員設置規則（昭和52年教育委員会規則第8号）

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。